○農林水産省令第四十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月七日

農林水産大臣　石破　茂

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四十八号中「動物用医薬品店特例店舗販売指定品目」を「動物用医薬品特例店舗販売指定品目」に改める。

別表第一中「第百七条及び第百十五条の二」を「第百十五条の二」に改める。

別表第二劇薬の項中第三十六号を第三十七号とし、第九号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　エプリノメクチン及びその製剤。ただし、エプリノメクチン〇・五パーセント以下を含有する外用剤を除く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月七日

農林水産大臣　石破　茂

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一エトキサゾールを有効成分とする外皮塗布剤の項の次に次のように加える。

エプリノメクチンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	1日量として体重1kg当たり500μg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前20日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の八及び第二十七条の十並びに建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の十一の規定に基づき、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月七日

国土交通大臣　金子　一義

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令

（建設業法施行規則の一部改正）

第一条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の十二第二項第四号ロ中「磁気ディスク等」を「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」に改める。

第十三条の二第一項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「磁気ディスク等」に改める。

第十七条の二十五第三項中「前項」を「第三項」とし、「磁気ディスク等を含む。）」の下に「及び第二項の規定により添付された写真（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第二項に規定する写真が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。

第十七条の二十五第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十七条の十に規定する帳簿には、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第四条第一項第五号の規定により提出された写真を添付しなければならない。

第十七条の二十六第二項中「を添えなければならない。」を「並びに前条第二項に規定する写真のうち合格者に係るものを記録した磁気ディスク等を添付しなければならない。」に改める。

別記様式第二十五号の三中「建設業法第26条第4項に規定する」を削る。

（施工技術検定規則の一部改正）

第二条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五　申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

別記様式第六号(イ)及び(ロ)を次のように改める。

様式第６号(イ)〔規則第９条〕

日本工業規格Ｂ列５番

番　号

１級技術検定合格証明書

本　籍

氏　名

年　月　日生

写真

建設業法の規定に基づく　　に関する１級の技術検定に合格したことを証し、１級　　技士と称することを認める。

年　月　日

国土交通大臣

印